

ひとり親家庭応援事業実施業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、ひとり親家庭応援事業実施業務委託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 ひとり親家庭応援事業実施業務
 - (2) 業務内容 別紙「ひとり親家庭応援事業実施業務委託仕様書」（以下、仕様書という。）のとおり
 - (3) 委託期間 契約締結日から令和7年9月30日まで
 - (4) 委託上限額 9,900千円（消費税及び地方消費税を含みます。）
- ※上記上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

3 プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たしている企業とします。

(1) 単独企業

- ① 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- ② プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- ③ 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑤ 本プロポーザルの募集開始の日から受託決定の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること。

イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

（2）共同企業体

- ① 各構成員が（1）④～⑨に掲げる全ての項目を満たしている者であること
- ② 共同企業体の代表者が、（1）①及び②並びに③を満たしている者であること
- ③ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること
- ④ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること
- ⑤ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと
- ⑥ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的	イ 共同企業体の名称	ウ 構成員の名称及び所在地	エ 代表者の名称
オ 代表者の権限	カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率	キ 構成員の責任	
ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置			
ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置			
コ 解散後の瑕疵担保責任	サ 取引金融機関	シ その他必要な事項	

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式第1号）を提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。

（1）提出方法 電子メール（電話で到達確認をしてください。）

（2）提出先 富山県厚生部こども家庭室こども未来課（「11 提出・問合せ先」を参照）

（3）提出期限 令和7年2月27日（木）午後5時まで

(4) 回 答 受け付けたすべての質問及びそれらに対する回答は、令和7年2月28日（金）までに、県のホームページ「公募プロポーザルページ」に掲載します。

(5) そ の 他 以下の質問については、受け付けません。

ア 審査基準の配点に関する質問

イ 他の応募者に関する質問

ウ 審査員に関する質問

エ その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

5 プロポーザル参加申込手続

本プロポーザルへの参加を希望される方は、プロポーザル参加申込書（様式第2号）を提出してください。

(1) 提出方法 電子メール（電話で到達確認をしてください。）

(2) 提出先 富山県厚生部こども家庭室こども未来課（「11 提出・問合せ先」を参照）

(3) 提出期限 令和7年3月5日（水）午後5時（必着）

6 企画提案書等の提出

本プロポーザル参加者は、下記により企画提案書等を提出してください。

(1) 提出書類（A4版で全て統一してください）

ア 企画提案書等提出届（様式第3号）

イ 企画提案書（様式任意）

別紙「仕様書」を参照の上、業務の具体的な実施案を提案してください。

- ・企画提案コンセプト
- ・別紙「仕様書」を踏まえた企画の内容
- ・対象者への周知を図る広報の方法
(チラシ表面デザイン案（A4）も含む)

・業務の実施スケジュール

ウ 会社概要（様式第4号）

- ・会社の業務内容
- ・同種、又は類似業務の受託実績

エ 委託業務実施体制（様式第5号）

委託業務を実施するための実施体制（社外協力企業等を含む）、責任者氏名、職務経歴及び人員配置等

オ 経費見積書（様式任意）

- ・上記「2（4）委託上限額」の範囲内において、仕様書に記載されている業務を行うために必要な全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を算出し、積算の内訳がわかる見積書を作成してください。
- ・積算の内訳については、一式と見積もるのではなく費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- ・仕様書「5（2）②電子ポイントを受給できない者への対応」に記載する応援セットは300セットで見込み、品物の購入（税込10,000円分）及び発送に要する経費については、1配送あたりの単価がわかるように記載してください。

オ その他参考となる書類

（2）提出方法

PDFデータ（提出書類全てを一つのファイルにまとめたもの）を電子メールにて提出（電話で到達確認をしてください。）

※提出先のメールアドレスは、参加申込書受付後、ご案内します。

※会社案内パンフレットなどの冊子については、郵送で提出してください。（8部）

（3）提出期限

令和7年3月12日（水）午後5時（必着）

（4）その他

ア 提案は、参加業者1者につき1案とします。

イ 次に掲げる場合については提案を無効とします。

- ・所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
- ・審査関係者と直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
- ・本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- ・企画提案書等に虚偽の記載をした場合

ウ プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。

エ 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。

オ 提出書類は返却しません。提出されました全ての書類は、富山県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書となりますので、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等）に該当する場合は、その旨明記してください。

7 審査方法等について

（1）審査方法

企画提案書等による書面審査及びプレゼンテーションにより総合的に審査のうえ、事業実施に適切な業者を契約候補者として選定します。

ア 日時・場所

令和7年3月14日（金）（予定）

日時、場所等は、参加者数等に応じて調整した上で、後日、個別に連絡します。

イ 実施方法

- ・プレゼンテーションの所要時間は、1参加者あたり15分以内とします。
（説明10分、質疑応答5分）
- ・各参加者のプレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とします。
- ・プレゼンテーションへの出席人数は、最大3名までとします。
- ・プレゼンテーションは、6（1）提出書類により説明してください。当日も含め、書類提出後の追加や変更等は認めません。
- ・参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としません。

（2）審査基準

別紙「ひとり親家庭応援事業実施業務委託事業者選定審査基準」のとおり

（3）審査結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、委託契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表します。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

8 契約手続等

選定された契約候補者と仕様書の内容を別途協議の上、契約を締結します。契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合は、次点の者と契約締結について協議します。

なお、本業務の実施は、令和7年2月富山県議会での富山県令和6年度2月補正予算の成立が条件となります。

9 その他

- （1）受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- （2）業務委託により制作した成果品及びそれに係る著作権は、県に帰属するものとします。
- （3）委託業務の詳細事項、業務の進め方等については、県の指示に従ってください。
- （4）当事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があることを、あらかじめ留意してください。

10 今後のスケジュール

- (1) 質問書提出期限 令和7年2月27日(木)午後5時
- (2) 質問に対する回答期限 令和7年2月28日(金)
※県が回答を県のホームページに掲載する期限
- (3) 参加申込書提出期限 令和7年3月5日(水)午後5時
- (4) 企画提案書等提出期限 令和7年3月12日(水)午後5時
- (5) 企画提案書等審査会 令和7年3月14日(金)(予定)
※書面審査及びプレゼンテーション
- (6) 審査結果通知 令和7年3月中旬～下旬(予定)
- (7) 業務委託契約締結 令和7年3月中旬～下旬(予定)

11 提出・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県厚生部こども家庭室こども未来課家庭福祉担当

受付時間は、午前9時から正午、午後1時から5時まで(土日・祝日を除く。)

TEL : 076-444-3209 (直通) FAX : 076-444-3493

E-mail : akodomokatei★pref.toyama.lg.jp (★を@に変えて送信)